

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 28 年度 第 15 回定例  
11 月 7 日 (月)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 11 月 7 日に教育委員会第 15 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 11 月 7 日（月） 開会 13 時 30 分  
閉会 15 時 30 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 員 齊 藤 行 雄  
委 員 員 興 直 孝  
委 員 員 渡 邊 靖 乃  
委 員 員 藤 井 明

事務局（説明員）	杉 山 行 由	教育次長
	水 元 敏 夫	教育監
	北 川 清 美	理事兼教育総務課長
	福 永 秀 樹	理事兼健康体育課長
	小野田 裕 之	教育政策課長
	本 村 勉	情報化推進室長
	遠 藤 宗 男	人権教育推進室長
	長 澤 由 哉	財務課長
	南 谷 高 久	福利課長
	林 剛 史	義務教育課長
	藤 本 眞 二	幼児教育推進室長
	渋 谷 浩 史	高校教育課長
	神 田 不 二 彦	高校教育課指導監
	山 崎 勝 之	特別支援教育課長
	山 本 知 成	社会教育課長
	赤 石 達 彦	文化財保護課長
	奥 村 篤 篤	静岡教育事務所長
	山 本 裕 祥	静岡西教育事務所長
	河原崎 全	中央図書館長
	吉 澤 勝 治	総合教育センター所長
	沼 里 智 彦	高校教育課企画担当主席指導主事
	井 島 秀 樹	高校教育課指導担当主席指導主事
	増 井 教 訓	義務教育課指導主事

4 その他

(1) 31、32、33 号議案は原案のとおり可決された。

(2) 報告事項 1～4 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

7月20日、8月1日、8月23日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、興委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第33号議案は人事案件であるため非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、第33号議案は非公開とする。

**第31号議案 平成29年度静岡県立高等学校生徒募集計画**

教 育 長： 「第31号議案 平成29年度静岡県立高等学校生徒募集計画」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 私学関係者と連携を保つとあるが、具体的にどのような連携をしているのか。

高校教育課長： 教育長を会長とした「静岡県公私立高等学校協議会」において、全体の中学3年生のうち、概ね3分の2を公立で受け入れることを私学と合意している。

藤 井 委 員： 私学で3分の1を受け入れることは可能ということか。

高校教育課長： そうである。3分の1が私学という形だが、私学の各学校の上限は定めていない。私学の各学校は学則で定めた募集定員の中でやっている。

興 委 員： 教育長に伺う。私学の募集定員を調整しているようだが、私学経営の問題は顕在化しており、入学者数を確保したいという要請があると思う。そういった具体的な話はどの程度しているのか。

教 育 長： 先日、開催したばかりだが、3分の2は公立で受け入れ、3分の1は私学で受け入れるということは合意しており崩すことはない。私学同士、議論は重ねていると思う。

興 委 員： 高校教育課長の説明では大枠は決めるが、私学の各学校の学則で募集定員は決めるということであるので、私学の3分の1を超えて募集される場合が考えられるし、その反対も考えられる。実態はどのような状況なのか。

高校教育課長： 結果として公立3分の2、私学3分の1の近似値になっている。

興 委 員： 私学の中でも多い少ないがあるかと思うがデータはあるか。

高校教育課長： 入学者数のデータはある。

興 委 員： 口頭でよいので紹介してほしい。

高校企画指導主事： 御指摘のとおり私学の各学校によって募集定員はバラバラである。多いところでは16学級募集しており、10学級を超えて募集している学校は5校ある。一方、200人未満の募集定員の学校もある。地区別でみる

と静岡市や沼津市など都市部に多く、その地区でみると公立と私学の受け入れ割合は5対5である。公立は中山間地も含めて幅広く設置しているので、県全体でみると公立は3分の2を受け入れることができる。

教 育 監： 基本的には公立と私学は2対1の割合で合意しているが、その分母となる数値はどのようにするのかは毎回協議の対象となっている。私学の場合、合否の発表を出すタイミングがあるので、結果的に多くの合格者を出してしまうので、授業料以外の公的な補助金等は様々なやり取りがされていると思う。また、静岡市内の女子を対象とした学校は定員の確保に苦慮しており、毎年定員割れをしている学校もある。

興 委 員： 資料9ページの下段に生徒募集計画において募集定員に変更がある県立高等学校ということで、伊東商業高校と土肥高校がそれぞれ1学級ずつ減となっている。その相当定員分、29年度は募集定員が減少すると考えてよいか。

高校教育課長： 75名減となる。

興 委 員： 全体として149名減なので、他の学校で定員が減ることか。

高校教育課長： そうである。

興 委 員： 通信制は1,000人だが、1校だけか。

高校教育課長： そうである。

興 委 員： 実態はどの程度の入学者があるのか。

高校企画主席指導主事： 新規の中学卒業者ということでは300人程度である。通信制なので毎日学校に登校するわけでないが、スクーリングということで何日かは対面で授業を行う。よって、西部と東部にキャンパスを設置してスクーリングの環境は整えている。

興 委 員： キャンパスは本校の名称の下でのキャンパスなのか。

高校企画主席指導主事： そうである。

高校教育課長： 東部キャンパスは三島長陵高校内にあり、西部キャンパスは新居高校内にある。

興 委 員： 中高一貫校で浜松西高校は160名の定員ということだが、清水南高校はどうか。

高校教育課長： 3クラス120名である。

興 委 員： 留年した場合、入学者数への影響はあるのか。

高校教育課長： 影響は無い。

斉藤委員： 資料にある高等専門学校とは沼津にある国立高等専門学校の事か。

教 育 監： そうである。

斉藤委員： 募集要項はいつ頃出されるのか。

高校教育課長： 募集要項は既に配布しており、今回の審議は募集定員についてとなる。

斉藤委員： では募集定員は除いて要項は配布されているのか。

高校教育課長： そうである。裁量枠等について示してある。

興 委 員： 田方地区は180名程度減少という説明だったがどういった統計を行い、どういった調査結果がでているのか。

- 高校企画主席指導主事： 生徒数は毎年、学校基本調査を行っており、同じ調査方法で調査した結果である。
- 興 委 員： 全県下で行っているのか。
- 高校企画主席指導主事： そうである。
- 興 委 員： 大きいところではどの地区があるか。
- 高校企画主席指導主事： 田方地区が 180 名減、磐周地区が 64 名減、清庵地区が 65 名減である。清庵地区に関しては公立私学の割合が概ね 5 対 5 なので、公立で受ける減少分は 1 学級分にはならない。
- 高校教育課長： 逆に富士地区は 100 名増、沼駿地区は 99 名増である。
- 藤 井 委 員： 例えば中学を卒業してすぐに入学でなく、1 年程度のブランクがあって受検する場合、2 年生や 3 年生に入学することはできるのか。
- 高校教育課長： 単位を修得していればありうる。いわゆる転校というかたちとなる。
- 藤 井 委 員： 単位を修得していなくとも、特別な学力検査を受けることによって入るといったことはないのか。
- 高校教育課長： 定時制であれば中期選抜もある。
- 高校指導主席指導主事： 基本的に高校の修学年限は 3 年以上と定められており、3 年間通うことが原則となる。ただし、海外の学校から直接日本に来た場合、高校 2 年生や 3 年生から編入学というかたちで途中から入るケースはある。しかし、日本の中学校を卒業したあと数年後に高校 2 年生や 3 年生に入ることについて、本県では例は無い。
- 藤 井 委 員： 制度上はないのか。
- 高校指導主席指導主事： 例えば高校 2 年生程度の学力があった場合、ルールとしては全く入れないわけでないが、一方で修学年限 3 年というルールもある。そのルールを加味して、海外から来る生徒は弾力的に考慮して 2 年生や 3 年生への編入学を認めているが、日本国内については認めていない。
- 興 委 員： 高等学校の学籍として 3 年間は必要であり、海外で相当の学校に通っていれば認定される必要がある。よって、学籍がなければ 3 年未満でもよいということにはならない。一方で飛び級制度があり、2 年間高校に通って、3 年目から大学に行く場合、高校卒業にはならないが、大学として学生を受け入れている。
- 渡 邊 委 員： 土肥高校の商業科は募集停止となるので、その地区において商業を勉強したい子ども達の受け皿を部活動や他のかたちでも残せるようにできればと思う。
- 高校企画主席指導主事： 土肥高校は分校化され 1 学級となるが、類型ということで商業の科目を置くことになっている。
- 教 育 長： 他に質疑はあるか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 原案どおり可決することに異議はないか。
- 全 委 員： (異議なし)
- 教 育 長： 第 31 議案を原案どおり可決する。

## 第 32 号議案 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

教 育 長： 「第 32 号議案 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 2つの高校が分校化されることによって、授業を受ける生徒、教える教員は実質的に何が変わるのか。

高校教育課長： 土肥高校は商業科が無くなるので、普通科に類型を作って商業の授業をする。

藤 井 委 員： 商業を受けていた生徒は2年生や3年生になっても商業の授業を受けられるということか。

高校教育課長： 学則変更前に入学した生徒は変更前の学習を受ける権利は保障される。

藤 井 委 員： 変わることはあるのか。

高校教育課長： 校長がいなくなる。教員の数が若干変わる。

興 委 員： 新年度から授業のカリキュラムも変わるのか。

高校教育課長： 変わってくる。

藤 井 委 員： 生徒にとって以前と比較して中身が変わるのか。

高校教育課長： その点は準備委員会において十分に検討している。

高校企画主席指導主事： 学級数は減り、学校経営としては本校と一体となるが、教育環境は必ずしも低下するのではなく、一定規模の本校と連携することによって、少人数でできなかった部活動や補習などができるようになる。むしろ本校と連携して教育環境の維持向上を図っていく。

藤 井 委 員： 生徒にとって不利になる事態は発生しないと考えてよいか。

高校企画主席指導主事： そう考えてよい。

興 委 員： 商業単独の科目だったのが普通科の中で授業を受けるので、当然カリキュラムの内容も変わろうが、現在の1、2年生については現行のカリキュラムで教育される。さらに、部活動等の活動については本校との連携により追加的な措置が講じられると理解してよいか。

高校教育課長： そうである。

教 育 長： 子どもたちが入学時よりも不利にならないようサポートする。

高校教育課長： 来年度の中学生には分校になることを周知している。

興 委 員： 条例改正は伴わず、教育委員会の規則改正で対応できると解釈してよいか。

高校教育課長： そうである。

教 育 監： 現時点で在学している生徒の教育課程は保障し、新入生には普通科となるが類型化ということで今までどおり商業科を学べる。変化する点は先ほど説明でもあったように校長がいなくなることで、事務室のかたちも大きく変化する。財務規則上も本校の中の分校という位置付けなので、管理業務は本校に移る。

教 育 長： 他に質疑はあるか。

全 委 員：（特になし）  
教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。  
全 委 員：（異議なし）  
教 育 長： 第 32 議案を原案どおり可決する。

**報告事項 1 平成29年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成29年度**

**静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考の実施**

**報告事項 2 平成29年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成29年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考に関わる要領及び要項**

教 育 長： 「報告事項 1 平成 29 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成 29 年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考の実施」及び「報告事項 2 平成 29 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成 29 年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考に関わる要領及び要項」について、山崎特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 障害を持った方が強い希望で一般の高等学校に進学したいと希望した場合、どういった対応が可能なのか。

高校教育課長： 障害に対して配慮してほしいと希望があれば、合理的配慮の範囲内で対応する。

高校指導主席指導主事： 配慮願の具体例として、目がよく見えないので答案用紙の文字を大きくするなどがある。特別支援学校から入学するケースは多くないが、入学者選抜における学力検査の配慮希望があれば協議して対応について回答している。

特別支援教育課長： 受検する生徒は主に肢体不自由が多い。

教 育 長： ここ数年で問題になったことはないか。

特別支援教育課長： 事前に学校に障害の状況を連絡して、解答用紙の文字の大きさなど、対応している。

藤 井 委 員： 体が不自由であっても勉学に対する意識が強い生徒は受け入れるべきだと思う。

教 育 監： 高校教育課長が説明したことは高校入学者選抜における配慮事項である。特別支援学校の生徒の入学者選抜と趣きが違う。例えば視力が悪い生徒には通常の問題用紙を拡大コピーしたもので受検してもらう。学校としては、受検する生徒が学力があり、志も強いということであれば、合格した後の学校生活における全ての配付物も同様の対応をとる。高校教育課と相談して対応方法を決めて、入学し生活している生徒は少数であるがいる。

興 委 員： 2 ページにある表について、本校と分校の願書受付期間が違う理由を説明してほしい。

特別支援教育課長： 分校は高等学校内に設置しており、収容人数を限られている。よって、定員で合格を打ち切ってしまう。近年は分校の人気は高まっており、不合格者も出ている。不合格となった生徒が本校の高等部に進学できるようにするための配慮である。

興 委 員： 分校で不合格になった生徒を本校で受け入れるということだが、分校は地理的特性で分校となっているのか。

特別支援教育課長： 分校は比較的軽度な知的障害の生徒が通っている。特別支援学校の在籍者数は増えているので、より軽度の生徒の学びの場の整備が望まれる。

興 委 員： 結果として軽度の知的障害の生徒が受検しているということか。本来は本校に行くべきところを軽度の知的障害の中に留まりたいので分校の人気が高まっていると理解してよいか。

特別支援教育課長： そうである。特別支援学校でも進路相談で対応している。

興 委 員： 状況はわかったが、概して障害が重い生徒が増えてきているのか。

特別支援教育課長： どちらも増えている印象である。

興 委 員： 入学選考の実施ということであるが、この資料に定数枠が載っていない。

特別支援教育課長： 現在、財政当局と調整中であり、次回の定例会に上程する。

興 委 員： 概ねどの程度増えるのか。

特別支援教育課長： 絞りきれっていないが、現状、全体で 650 人程度であり、来年度も同程度を見込んでいる。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 1、2 を了承する。

### 報告事項 3 平成28年度組体操実施状況

教 育 長： 「報告事項 3 平成 28 年度組体操実施状況」について、福永健康体育課長より説明願う。

健康体育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： この報告について、事務局には急ぐよう依頼していた。急いだ理由としては、この事案に積極的な意見を述べていた委員が 10 月で任期が終わってしまうということである。このタイミングでの報告となってしまったことは遺憾である。1 (1) は県下の数値であって、1 (3) は国における日本スポーツ振興センター統計の数値を持ってきている。事故件数があがっていると思うが、事務局でその数値、内容は把握しているのか。

健康体育課長： ここに出ていないデータを把握しているかということか。

興 委 員： そうである。

健康体育課長： そこまで把握していない。

興 委 員： 2 で各学校の取組とあるが、各学校の状況は事務局として掌握する必



要はあると思う。その上で関係する学校に示して、教育委員会として組体操ガイドラインを作成していくことが必要である。この段階で実態の話が顕在化しないで、いきなり県全体の総数を示すのはどうかと思う。

教 育 長： 現時点では中間報告のようなかたちとなっている。春に運動会を実施するところと秋に実施するところがあるので全部を集計できない。

健康体育課長： 国のデータには軽傷の事故も報告されている。これは静岡県から国に報告されている実際のデータである。

教 育 監： これは本県のデータなのか。

健康体育課長： そうである。

興 委 員： 教育長が言われるようなことでなく、この時点の状況は掌握する必要がある。1（3）（4）について、実態は掌握しているのか。

健康体育課長： この表の数値内容のとおり把握している。

興 委 員： 把握していないような説明であった。

健康体育課長： この数値のほかに詳細な数値は把握していないということである。

興 委 員： この内容について精査し、2（4）に至るまでの各学校の取組と、県が通知したことを生かして、組体操のあり方、ガイドラインを早急に作成してほしい。

教 育 長： 御指摘のことは8ページの最後に示してある。

興 委 員： そうだが、これまでの中間的なデータは（3）（4）として把握している。参考として三重県が示した指針があったかと思うが、レビューするために、職員を派遣したのか。

健康体育課長： 派遣した。

興 委 員： いつ頃のことか。

健康体育課長： 7月である。

興 委 員： それらを生かしてガイドライン作成に生かしてほしい。

渡 邊 委 員： 1実施結果の概要（5）負傷種類別事故件数で、負傷種類と取り組んだ種目の内訳は把握しているのか。

健康体育課長： 把握している。

渡 邊 委 員： 軽傷であれば普段の活動でも起こりうることかと思うが、骨折や捻挫など通院を要する程度になって、他の学校生活に支障が出ると子どもがかわいそうである。こういった種目でこういった怪我が起こりやすいということを子どもたちに分かり易く伝えてほしい。静岡新聞日曜版の教育面で、学校で行っている活動のリスクについて掲載していた。そのような新聞記事を活用して保護者や地域の方々への周知・啓発も同時に行えば、学校で無理な組体操をやらなくなった理由も理解されていくと思う。

教 育 長： 成功事例も含めたガイドラインとなると思う。

教 育 監： 数値を集計するとこのようになるが、事故を起こした学校や、市町教育委員会がスポーツ振興センターに報告する際には、どういった状況で負傷したのか、例えば骨折でも軽度な日常生活に影響ないものも含

めて、学校が適切に把握しており、その後の学習活動も適切にフォローしている。ここでは具体的な状況まであがっていないが、状況を整理して今後役に立てていく。

齊藤委員： 組体操の問題は春に議論したが時間切れの感があったが、結果として負傷件数は減っている。各学校が示した目安をとらえて、よく理解したのだと思う。学校へ啓発した教育委員会の活動が功を奏したと思う。しかし、84件の負傷件数があがってきていることも事実なので、怪我ゼロを目指してガイドラインを作成し、補助員を配置したり、準備運動を入念に行うなどを徹底することである。

藤井委員： 6ページにあるデータの母数が分からない。例えば1(3)平成28年度、小学校の事故発生状況は82件である。何校中の82件なのか。

健康体育課長： 政令市も含まれた数値となっている。

藤井委員： 1(1)のデータと母数が違うということか。

健康体育課長： そうである。

藤井委員： 件数が減っているという傾向はわかるが、比率など絶対数だけ概観しても分からない。

健康体育課長： 政令市を除く事故件数は40件である。

藤井委員： 数値が一桁まで示されているので母数が分からないと腑に落ちない。可能な限り母数を明確にしてほしい。例えば、秋に運動会をやるということで母数が少ないのであればそれを示してもらわないと分からない。

健康体育課長： データを取る場所が異なっている。

藤井委員： 異なったのであれば異なった母数を示さないと分からない。

興委員： 1(1)の28年度組体操実施校数、小学校205校(289校)と書いてあるのは、205校は政令市を除く学校数なのか。

健康体育課長： そうである。

興委員： 1(3)以降の数値には政令市も含まれているのか。

健康体育課長： そうである。

興委員： 県が事故発生状況ということで日本スポーツ振興センターに送ったのか、市町教育委員会が送ったかわからない。一方、政令市なのかそうでないかは分かると思うがどうか。

健康体育課長： 基本的には県を通さずに報告があがっている。

興委員： 県立の中学校2校はわかるが、市町教育委員会と政令市が報告した数値について、細かい調査をしていないということか。

健康体育課長： そうである。

教育監： 質問に対して答えていない。政令市を含めた小学校、中学校の数を報告してほしい。

義務教育課長： 政令市を含めると小学校が約500校、中学校が約260校、合わせて760校である。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教 育 長： 報告事項3を了承する。

#### 報告事項4 チア・アップコンテンツ（子どものほめ方編）の配信

教 育 長： 「報告事項4 チア・アップコンテンツ（子どものほめ方編）の配信」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： この映像はDVDでもらえるのか。

義務教育課長： 現状は電子媒体だけであるが、次回以降の定例会までに用意して教育委員には配付する。インターネット上のYouTube（ユーチューブ）で無料配信している。

渡 邊 委 員： 配信のお知らせはFacebook（フェイスブック）等には載せるのか。

義務教育課長： 当然、全て活用してお知らせする。

渡 邊 委 員： PTAの方々に拡散するようにする。

興 委 員： Web上からダウンロードできるのか。

義務指導主事： 義務教育課のホームページからダウンロードできるようにする。

藤 井 委 員： これは初めての試みとなるのか。

義務教育課長： 昨年度、教育長に出演いただき初めて作成した。今回はテレビの力も借りてタレントに出演いただいた。

藤 井 委 員： このような手法・アプローチは非常に効果があると思うが、内容が「このようにした方がよい」「あのようにした方がよい」というように教えるようなストーリーとなっている。子ども目線ということが見えてこなかったことと、観る人が考えさせられる構成も必要ではないかと思う。箇条書きでなく、自分たちが考えるというアプローチもやってみるとよい。

教 育 長： これはパート1ということで次回以降につなげていく。

渡 邊 委 員： 「つながるシート」と連動させるとか、リフレーミングの練習はワークでできると思う。

義務教育課長： 他課が行っている事業等との連携も考えてより良いものにしていく。

藤 井 委 員： むしろ悪いケースを示して考えさせる方法もある。

渡 邊 委 員： 将来に向けてということで、これまではお母さん同士が悩みを相談するという形式で作成されているので、お父さんシリーズを作成してはどうか。静岡県のにもお父さんの子育て参加が強化できるとより教育県として進化すると思う。

教 育 長： このような取組はまだまだ続くので、意見を伺いながらより良いものにできればよい。

藤 井 委 員： このチア・アップコンテンツを観た方がどう受け止めたのか、フィードバックを積み上げて次回以降に反映してほしい。

渡 邊 委 員： 三島田方地区の研修会があるのでアンケートを取ってくる。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項 4 を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： ここで会議を非公開とする。

**<非>第 33 号議案 静岡県いじめ問題対策連絡協議会委員及び**

**静岡県いじめ問題対策本部委員の委嘱**

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成 28 年度第 15 回教育委員会定例会を閉会とする。